

開業スケジュール 3ヶ月前



チェックポイント

1. 設計・設備
2. 経営スタイルの決定
3. 人材の確保
4. 什器
5. 仕入先などの選定

1. 設計・設備

契約を交わしてから、設計・設備の依頼や、家具などの発注をしてください。設計・設備会社は指定されている場合があります。見積りを取り、予算内に収まるようにしましょう。

2. 経営スタイルの決定

席数を決め、単価設定を行いましょ。シミュレーションを繰り返し、材料費、人員数、勤務状況、給料などをあらかじめ決定してください。

3. 人材の確保

早めに人を集める準備をしてください。募集広告には、費用の差、広告費の差や集まりやすい時期がありますので、事前に調査してください。面接をする際のトレーニングも行ってください。面接では、店舗のコンセプトやお客様の層を明確に伝える必要があります。

雇用契約書の作成

雇用契約書とは、雇用主と使用者との間で労働条件を明確にするために交わす書類です。雇用契約書は、必須書類ではありませんが、労働基準法で定める労働条件の明示は必要です。法律で必要とされる事項に限らず、経営者と労働者として個別に取り交わしておきたい内容も盛り込んでお互いに納得ある契約とすべきでしょう。

労働条件の明示方法は、使用者・労働者双方が署名・捺印する「雇用契約書」の締結に限ったものではなく、一方的に労働条件を通知する「労働条件通知書」や「雇用通知書」でも問題ありません。

社会保険等の手続き

法人の場合、業種を問わず、強制適用事業所として社会保険に加入する義務があります。

個人経営の場合、飲食店は法定外業種となっていますので、従業員数にかかわらず、任意適用となります。



入会特典

※個人事業主の場合、大阪府食品国民健康保険に加入でき、従業員の福利厚生に役立ちます。

労働保険の手続き

労働保険には、労災保険と雇用保険があります。労災保険は、業務に起因して病気や怪我をしたときに、労働者や家族の生活保障のための公的な保険制度です。雇用保険は、労働者が失業したときの失業給付や教育訓練制度など、再就職を手当するための保険制度です。

労働保険関係成立届などを労働基準監督署に提出する必要があります。また、雇用保険に関する書類を公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

外国人労働者の雇用 外国人雇用状況の届出制度について

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。留学生などは、資格外活動許可の申請が必要で、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に許可されます。届け出なかった場合、指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。外国人を雇用するときは、パスポートや外国人登録証明書などの原本により、在留資格、在留期限の確認を行うことが必要です。

4. 什器

什器とは、冷蔵庫、ガス台などの調理器具や、カウンター、テーブル、椅子、ソファなどの家具のことです。皿やグラス、箸など、お客様が手に取って使用するものは、カタログで選ばずに、実物を見て決めてください。

アドバイス

飲食店の場合、目安として、主に使うグラスは席数の2倍が必要です。
お皿は5枚一組、グラスは6個一組での販売が多いです。

5. 仕入先などの選定

食材・酒類の仕入先などの選定をする必要があります。

酒屋

鍵を預けて搬入してもらう場合は、北新地に店舗を構える酒屋との取引をお勧めします。酒屋が決定したら酒類メーカーを紹介してもらい、オープン時の協賛などの交渉してください。

アドバイス

北新地に店舗を構える酒屋は、お祝いごとなどで贈っていただいたお酒を一時的に預けたり、他店へ贈る場合でも、主に使うお酒の銘柄などを熟知しているので便利です。
他の地域の酒屋と契約する場合はビルオーナーや不動産会社に届ける必要があります。

花屋

アドバイス

北新地の花屋はメンテナンスをしてくれます。普段からお付き合いをしておくと、急なお客様の要望や他店のお祝いの時に便利です。

リース会社

おしぼりやロゴ入りマットはリースをお勧めします。ロゴ入りマットの制作には45日ぐらいかかります。トイレや調理場で使用する紙ナプキンなども併せて注文すると便利です。

氷商

冷凍庫の貸し出しなどを行ってくれる氷商もありますので、早めに決定することをお勧めします。